

及び同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる改正規定

証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、前項第1号に掲げる改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び整備法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項各号に規定する郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

総務課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第31号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例(昭和35年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「商工生活環境委員会」を「商工観光生活環境委員会」に改め、同号のイを同号のウとし、同号のアの次に次のように加える。

イ 観光部に関する事項

第6条に次のただし書を加える。

ただし、議会閉会中においては、議長が指名することができる。

第6条の次に次の1項を加える。

2 議長は、前項ただし書の規定により委員を指名したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議会閉会中においては、議長が変更することができる。

第7条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第17条第1項中「法令」を「法律」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている商工生活環境委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された商工観光生活環境委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

議事課



災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第1号

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則の一部を改正する規則

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に関する規則(昭和38年長野県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)別表」を「災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)別表第5」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

危機管理防災課

技術専門校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第2号

技術専門校管理規則の一部を改正する規則

技術専門校管理規則(昭和44年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「82円」を「84円」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

雇用・人材育成課

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月22日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第 3 号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料の額を定める規則（昭和48年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表の水質理化学試験の項から肥料理化学試験の項までを削り、同表の作物体化学試験の項を次のように改める。

自給飼料作物化学試験	近赤外定量分析（水分、粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分及び可溶無窒素物）	円 1,300
	近赤外定量分析以外の定量分析	
	(1) 水分	1,000
	(2) 粗たん白質	3,800
	(3) 粗脂肪	4,400
	(4) 粗繊維	4,400
	(5) 粗灰分	1,900
	(6) りん	6,800
	(7) カリウム	4,100
	(8) カルシウム	4,200
	(9) マグネシウム	4,100
	(10) 硝酸態窒素	2,900
	(11) 有機酸	1,600

別表の寒天の製造に関する理化学試験の項中 「 2,400 」 を 「 2,500 」 に改め、同表の木材理化学試験の項中 「 2,600 」 「 2,600 」 「 2,600 」 「 5,600 」 「 24,400 」 を 「 3,000 」 「 2,600 」 「 2,800 」 「 6,400 」 「 24,700 」 に、「 1,500 」 を 「 1,600 」 に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。

農業技術課

長野県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年 3月22日

長野県議会議長 萩 原 清

長野県議会規則第 1 号

長野県議会会議規則の一部を改正する規則

長野県議会会議規則（昭和35年長野県議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条（委員長の討論）」を

「第94条（委員長の討論）」に改める。

第94条の 2（委員会提出議案の案の提出）」に改める。

第23条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員会は、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第24条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第43条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第89条第 2 項中「第109条の 2 第 3 項」を「第109条の 2 第 4 項」に改める。

第94条の次に次の 1 条を加える。

（委員会提出議案の案の提出）

第94条の 2 委員は、委員会が提出する議案の案を提出しようとするときは、あらかじめ文書をもって委員長に提出しなければならない。

2 前項の案は、他に 1 人以上の賛成者がなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 事 課

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年 3月22日

長野県議会議長 萩 原 清

長野県議会規則第 2 号

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則

長野県議会傍聴規則（昭和43年長野県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「議会」を「会議」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

総 務 課